

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 <u>スポーツ庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>2019年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「RWC2019」という。）の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者（ラグビーワールドカップリミテッド）に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の処置を講ずる。</p> <p>※大会保証料については、大会終了後、大会関係者（ラグビーワールドカップリミテッド）に支払うことになるが、大会に関する人的役務の提供や著作権の使用料の対価として支払われるものではないことから、国内源泉所得には該当しないと解釈できるが税制上の取り扱いが明確になっていない。このため大会保証料の支払いが、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にする。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>RWC2019の開催に際して、海外在住のRWC2019大会関係者に支払われる大会保証料に関して、税制面で必要な措置を講じることを通じて、RWC2019の円滑な準備及び運営を支援する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>ラグビーワールドカップは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3大規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。</p> <p>一方で、RWC2019の開催に際しては、今後、RWC2019に係る大会保証料を支払うこととなるが、これは人的役務に対する対価や著作権の使用料として支払われるものではないため、国内源泉所得の対象とはならないと解釈できるが、税制上の取り扱いが明確になっていない。</p> <p>平成30年は、大会開催の1年前であり詳細な大会業務計画を作成する必要がある。しかし、税制上の取り扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなってしまう恐れがあり、今後の大会の円滑な運営に支障きたす恐れがある。</p> <p>このような状況は、ラグビー伝統国以外、アジアで初めての開催という意義ある大会であるにも関わらず、今後のラグビー普及振興活動の推進に悪影響を与えることとなり、ホスト国として避けるべき状況であり、税制上の措置を講じることが求められている。</p> <p>税制上の所要の措置を講じることにより、RWC2019の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整え、大会の成功に貢献することができる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（抄） （趣旨） 第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2017（抄） 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 3. 消費の活性化 （2）新しい需要の喚起 ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。</p> <p>○スポーツ基本法（抄） （スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進） 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>○第2期スポーツ基本計画（抄） 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会実現 （3）スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献 施策目標 国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。 ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。</p>
	政策の達成目標	RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成32年3月31日
	同上の期間中の達成目標	—

	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置は、RWC2019の開催に関連し支払われる大会保証料が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にすることで、今後の大会の円滑な準備及び運営に資することが可能となるため、税制上の所要の措置を講じること適切である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の改正要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ラグビーワールドカップは、スポーツに関する世界的な大会であり、スポーツの振興のみならず、地域経済の活性化に寄与することが期待できるものである。全国12会場で本大会を開催することで、波及効果を合わせ4,200億円弱の経済効果が見込まれる。この経済効果は間接的に国民に還元されるものであること、大会の安定的な運営が経済効果発現の基礎であることから、税金の減少を上回る経済効果が期待される。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正を新規要望。